

(財)インターネット協会
第9回セキュリティ・フォーラム

技術的コントロールの法的保護

2002年1月31日

富士通株式会社

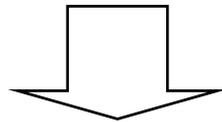
法務・知的財産権本部 法務部 法務企画部

担当課長 丸 橋 透

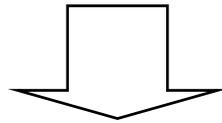
技術的プロテクションの出現

[背景]

デジタル・コピー、デジタル・コピーのネットワーク共有が可能に
侵害行為の出現、拡大



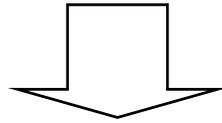
権利者の利益が不当に侵される



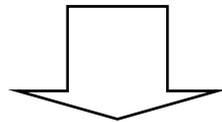
権利者が自助手段として、技術的プロテクションを施すようになってきた

プロテクション回避の法的規制

プロテクションを回避等してコピー等する者の出現



プロテクションの高度化と、それを回避する者とのいたちごっこ
権利者の利益を損ない、その経済的基盤への打撃



一定のプロテクションを回避等することを法的に規制する必要性

回避等の法的規制(1)

1991年 Software Directive (欧)

1996年 WIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約

1998年 Conditional Access Directive (欧)

DMCA (米)

1999年 著作権法、不正競争防止法改正 (日)

2001年 Copyright Directive (欧)

回避等の法的規制(2)

プロテクションの方法は2種類に大別することが可能

(1) コピー・コントロール

主として複製をコントロール(複製禁止、一定回数のみ複製を許可、等)

(2) アクセス・コントロール

使用行為(コンテンツの視聴やプログラムの使用)をコントロール(暗号化等)

回避等の法的規制(3)

| (1) コピー・コントロール | (2) アクセス・コントロール |
|---------------------|------------------------------|
| Software Directive | |
| WIPO条約 | Conditional Access Directive |
| DMCA | |
| 著作権法 | |
| 不正競争防止法 | |
| Copyright Directive | |

日本における規整の現状(1)

著作権法・・・コピー・コントロール

- ビデオソフト、音楽CD等の著作物等の複製等を防止するための技術的保護手段(コピー・プロテクション)を専ら回避する装置・プログラムの製造、頒布、回避サービスの提供等を規制
- 私的使用目的であっても、技術的保護手段を回避し、複製を行なう行為は著作権侵害とする
- 平成11年10月1日 施行

日本における規整の現状(2)

不正競争防止法・・・コピー・コントロール、アクセス・コントロール

- ビデオソフト、音楽CD等のコンテンツの無断複製やスクランブル放送等の無断視聴を防止するための技術的制限手段(コピー・コントロール、アクセス・コントロール)を無効化する機能のみを有する装置・プログラムの頒布等に対して民事救済を与える
- 技術的制限手段の試験研究のための提供行為を適用除外
- 平成11年10月1日 施行

著作權法

技術的保護手段(定義)

[著作権法第2条1項20号 要旨]

- 電磁的方法等、人の知覚によっては認識できない方法によるもの()
- 著作権等を侵害する行為の防止、抑制をするもの()
- 著作権者等の意思に基づいて用いられているもの()
- 著作物等の利用に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物等に係る音、影像と共に、記録媒体に記録したり、送信する方式によるもの()

技術的保護手段

- 一部ゲームに見られるような、カセットの物理的形態が特殊であることは対象外()
- アクセス・コントロールは対象外()
- ライセンシー / サブライセンサーが独自に施している手段は対象外()
- 現時点で、SCMS、CGMS、マクロビジョンが該当()

技術の特定、強制

- 技術を法律等で特定すべきか？

特定しない

- 保護機能の搭載(対応)を法律で義務づけるべきか？

強制しない

回避(定義)

[著作権法第30条1項2号]

and (or)

技術的保護手段に用いられている信号を改変、除去すること(記録・送信方式の変換に伴う技術的制約を除く)

信号の改変除去により技術的保護手段により防止される行為を可能とすること

信号の改変除去により技術的保護手段により抑止される行為の結果に障害を生じないようにすること

回避

- 無反応機器・プログラムは信号を改変除去しないので 対象外()
- デジタル / アナログ変換や圧縮伸張に伴う改変除去は対象外()
- 汎用、無反応機器・プログラムは対象外(、)

回避規制(定義)

[著作権法第120条の2 要旨]

以下のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- 技術的保護手段の回避を専らの機能とする装置・プログラムを譲渡等した者
- 業として、技術的保護手段の回避を公衆に提供した者

規制される回避機器等

- 技術的保護手段の回避を行なうことを専らその機能とする装置(当該装置の部品一式であって容易に組立可能なものを含む)
 - 技術的保護手段の回避を行なうことを専らその機能とするプログラム
- * 汎用機器、汎用プログラムは対象外(信号の改変除去が可能であるとしても「専ら」には該当しない)

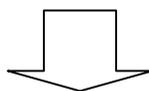
規制される行為

- 回避専用装置・プログラムの複製物を
公衆に譲渡・貸与、公衆に譲渡・貸与目的で製造・輸入・所持すること
公衆の使用に供すること
- 回避専用プログラムを公衆送信・送信可能化すること
- 公衆からの求めに応じて回避を業として行なうこと

- * 試験研究用の装置・プログラムの自作は規制対象外
- * 注文生産による少数製造は規制対象外（「公衆に譲渡・貸与」しない限り規制対象とならない）

権利制限規定との関係(1)

著作権法上、「私的使用のための複製」等に関しては、権利制限として容認している



技術的保護手段の回避により可能となった複製であることを知りながら行う場合、私的使用のための複製としない(著作権等を制限しない)(第30条1項2号 要旨)

権利制限規定との関係(2)

従来は権利が制限されていた利用行為を違法とすることは、権利制限規定の重大な変更

- 権利制限規定の適用の有無を、権利者の一方的な意思に依存させてよいか
- 私的録音録画補償金との関係
- 技術的保護手段を回避しても、必ずしも権利者の正当な利益を害することにはならない

著作権法による規制概要 (まとめ)

- 支分権が対象。使用 / アクセス・コントロール技術は対象外
- 技術は特定せず
- 権利者、権利者の承諾を得た者が施した技術的措置のみを保護。ライセンサー、その他の者が施した措置は保護せず
- 「回避して複製」を規制
- 私的使用の権利制限を解除 (回避を伴う場合、権利制限が認められない) 民事救済 (損害賠償、差止)
- 専ら回避に用いる装置、プログラムを規制 (提供目的の製造、頒布、回避サービスの提供) 刑事罰

不正競争防止法

不正競争行為(1)

[不正競争防止法第2条10号 要旨]

(公衆への頒布品における複製防止等)

- 営業上用いられている技術的保護手段により制限されている「映像、音の視聴」、「プログラムの実行」、「映像、音、プログラムの記録(=複製)」を、
- 当該技術的制限手段の効果を妨げることにより(視聴、実行、記録を)可能とする機能のみを有する装置、当該機能のみを有するプログラムを記録した記録媒体、当該プログラムを記憶した機器を、
- 譲渡等する行為を、不正競争とする。

不正競争行為(2)

[不正競争防止法第2条11号 要旨]

(暗号・パスワード等、個別契約処理に関するもの)

- 営業上用いられている技術的保護手段により、特定者以外の者には制限されている「映像、音の視聴」、「プログラムの実行」、「映像、音、プログラムの記録(=複製)」を、
- 当該技術的制限手段の効果を妨げることにより(視聴、実行、記録を)可能とする機能のみを有する装置、当該機能のみを有するプログラムを記録した記録媒体、当該プログラムを記憶した機器を、
- 当該特定者以外に譲渡等する行為を、不正競争とする。

技術的制限手段(定義)

[不正競争防止法第5条 要旨]

and and(or)

電磁的方法による手段であること

「映像、音の視聴」「プログラムの実行」「映像、音、プログラムの記録」を制限する手段であること

視聴等のための機器が特定の反応をする信号を「映像、音、プログラム」と共に記録媒体に記録したり、送信する方式

視聴等のための機器が特定の変換を必要とするよう「映像、音、プログラム」を変換して記録媒体に記録したり、送信する方式によるもの

技術的制限手段

- 一部ゲームに見られるような、カセットの物理的形態が特殊であることは対象外()
- アクセス・コントロールは対象()
- 現時点で、SCMS、CGMS、マクロビジョン、衛星放送で用いられているスクランブル(暗号化)等が該当(、)

無効化

技術的制限手段の効果を妨げることにより、映像・音の視聴、プログラムの実行、映像・音・プログラムの記録を可能とすること

規制される無効化機器

- 無効化機能のみを有する装置(これを組み込んだ機器を含む)
- 無効化機能のみを有するプログラム(当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む)
- * 無反応機器は対象外
- * 汎用機器、汎用プログラムは対象外(ただし無効化機能のみを有する装置・プログラムを組み込んでいれば規制対象となる)

規制される行為

- 無効化装置、無効化プログラムの記録媒体、それを記憶した機器を譲渡、引渡し、譲渡・引渡しのために展示・輸出入すること
- 無効化プログラムを電気通信回線を通じて提供すること
- * 提供行為は技術的制限手段を施したコンテンツ提供業者の営業上の利益を害する場合に規制される
- * 製造行為は規制対象外
- * 技術的制限手段の試験研究のために用いられる無効化装置等の提供行為は規制されない(適用除外規定において明定されており、規制対象外)

不正競争防止法による規制概要 (まとめ)

- コンテンツ提供事業者の保護
- 保護対象は著作物に限定しない
- 認証技術、暗号技術によるコピー・アクセス管理を対象
- 管理技術は特定せず
- 回避にのみ用いる装置、プログラムを規制(販売、輸出入を規制し、製造、回避サービスを規制せず)
- 民事救済(損害賠償、差止)のみ、刑事罰はなし

著作権法と不正競争防止法による規制

| | コピー管理技術 | アクセス管理技術 |
|-------------------|--|------------------------------------|
| 無効化行為 | <p>サービス提供(刑事) 回避を伴う利用行為 (民事)</p> | |
| 無効化プログラム 無効化装置 | <p>公衆への譲渡、貸与、譲渡・貸与目的の製造・輸入・所持、使用供与、送信(刑事)</p> <p>譲渡、引渡、譲渡・引渡目的の展示、輸出入、送信(民事)</p> | <p>譲渡、引渡、譲渡・引渡目的の展示、輸出入、送信(民事)</p> |

著作権法

不正競争防止法

DeCSS

- DVD-Video用の不正コピー防止技術CSSの暗号を解除するソフトウェア
- 作成者：ノルウェイのLinuxプログラマ
- Webへの登場：1999年10月～

DeCSSを巡る訴訟

| | Bunner 事件 | Corley 事件 |
|-------|--|---|
| 原告 | DVD Copy Control Association | Motion picture association |
| 被告 | Bunner 氏ら個人 | Corley 氏ら個人 |
| 原告の主張 | CSS を回避するキーは、トレードシークレットで保護されており、違法に入手したキーを含んだ DeCSS をサイトにおいた被告は、原告のトレードシークレット権を侵害している。 | CSS を回避するコードを配布することは DMCA に違反している。 |
| 原審判決 | カリフォルニア州地裁： ＜原告勝訴＞ DeCSS の配布を禁止する仮処分命令を出した | ニューヨーク州連邦地裁(2000.1)： ＜原告勝訴＞ DeCSS の配布を禁止する仮処分命令を出した |
| 控訴審判決 | カリフォルニア州控訴裁判所(2001.11) ＜原告敗訴＞ DeCSS の配布を阻止するために、トレードシークレット法を適用することは、合衆国憲法第一修正条項に違反する。 | 第二巡回区連邦控訴裁判所(2001.11) ＜原告勝訴＞ DeCSS の配布を阻止するために、DMCA を適用することは、第一修正条項に違反しない。 |
| 判決理由 | 対象となるコンテンツは、“pure speech” にあたり、表現の自由を制約するか否かの判断にあたっては、より厳格な基準が適用される。 | Computer code には、第一修正条項で保護される“speech” にあたるものと、そうでない“non speech” にあたるものがあり、“content neutral” であるといえることから、表現の自由の保護を制約するか否かの判断にあたっては、よりゆるやかな基準が妥当する。 |
| 現状 | DVD CCA は控訴審判決に不服として、カリフォルニア州最高裁に上訴した。 | Corley 氏らは、控訴審判決を不服として、連邦最高裁に上訴する模様（未確認）。 |

DMCAと米憲法修正第1条

- スクリャロフ氏(ロシア国籍のプログラマー)は、ハッカーコンファレンス「DEF CON(ラスベガス/2001.7)」で、自ら作成した「Advanced eBook Processor」プログラムについて講演した後、7月16日に逮捕された。
- 同プログラムは、Adobe Systemsの電子書籍(eBook)の、複製利用制限を解除し、その印刷、音声での読み上げ等を可能にする。
- DMCAは、暗号化されたコンテンツのコピー防止手段のうらをかくツールや情報を、やりとりすることを違法としている。(ロシアでは合法)
- スクリャロフ氏の代理人弁護士は、カリフォルニア北部地区連邦地裁に対し、「DMCAの合憲性に関し異議を唱え、表現の自由をうたった米憲法修正第1条に言及する」予定。

残された課題(1)

技術的保護手段が施されることにより、公益上の観点から設けられている権利制限規定との関係が問題となる

私的複製については権利制限が及ばないこととされた
その他の権利制限については、回避した上での利用行為が可能だが、実際に回避を行うことができるかどうか(スキルがあるかどうか)は不明(回避のための機器等や、回避をサービスとして提供することは、たとえこのような目的であっても規制対象である)

- (2) 技術的制限手段が施されることにより、情報に対する事実上の排他権が創設されるおそれがある

残された課題(2)

技術的制限手段が施されることにより、情報に対する事実上の排他権が創設されるおそれがある

擁護される情報の要件が「取引の目的となっている」ことのみ情報に排他権が設けられてしまうことについては様々な論点が考えられる(情報の利用を独占させることの妥当性、「知る権利」との関係等)

END